平成２７年（フ）第８４号
高知市鳥越76番地50
債務者　平岡　義啓
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小泉　武嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３８０号
大津市三大寺５番Ａ11―105号
債務者　小畑　幸夫
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　正哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月３日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８９３号
大阪市東住吉区鷹合１丁目７番21号　エルムハウス鷹合203号
債務者　**徳**澤　太一
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　苧田　徳仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０７７号
大阪府吹田市岸部北２丁目３番Ｂ４―1208号、前住所大阪府吹田市春日１丁目１番６―106号
債務者　エフェクトこと　村上　　敦
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１５９号
兵庫県姫路市御立北２丁目８番９号、前住所兵庫県姫路市東辻井２丁目５番３―２号
債務者　渡辺　公仁
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　團　　潤子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１７１号
大阪府寝屋川市錦町16番18号
債務者　丸柱　哲朗
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　肥塚　　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６０号
秋田市仁井田二ツ屋１丁目４番24号
債務者　髙橋ゆみ子
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西野三紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６１号
秋田市横森３丁目４番59号　フォレストＴ201号
債務者　髙橋　一美
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西野三紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６２号
秋田市外旭川字三千刈32番地６　センチュリーハイツ101号
債務者　梶本　　聡
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹田　勝美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月９日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第４４号
松江市東本町５丁目２番地２
債務者　原　　武志
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３８３２号
大阪府池田市宇保町10番20号、前住所兵庫県川西市新田１丁目21番38号
債務者　西本　忠雄
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５８号
大阪府摂津市鶴野１丁目６番６―406号
債務者　宮本　恵子（旧姓町野）
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５８６号
大阪府八尾市上之島町南５丁目７番地の10
債務者　山本　　勉
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７９４号
大阪市東成区大今里南３丁目４番26号　トルチェ大今里105号
債務者　尾崎　順一
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１０９号
大阪府門真市三ツ島２丁目16番20―201号
債務者　**廣**兼　**芳**子
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１３０号
大阪府摂津市千里丘東５丁目18番16号
債務者　伊達　信子
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１９７号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番32―1008号
債務者　平田　彌生
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部